

(整理番号 0516)

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会
第1回 栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和5年10月5日(木) 13時32分～15時58分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長太田委員、部会長代理田島委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張 ＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞ 塗料製造業は、依然として3K(きつい、きたない、危険)の実態のある職場であり、職場環境に見合った人材投資(賃金引き上げ)を行わなければ、他業種への人材流出の懸念があると考え、を考慮する。 ＜金額提示＞ ①47円引き上げ(労働協約の最低額。毒劇物を扱うという特殊性も考慮) ②45円引き上げ(審議会委員限の試算表によると、45円引き上げても影響率は4.02%で、使用者側にとっても影響は少ない) ③42円引き上げ(地賃の引き上げ額41円にプラス1円したもの。また、審議会委員限の試算表によると、42円引き上げても影響率は4.02%で、使用者側にとっても影響は少ない)</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張 ＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞</p>						

原材料費及びエネルギーの高騰、価格転嫁が進まないという現状を踏まえ、特定最賃を決めるにあたって最優先されるべきは「事業の継続」と「雇用の維持」であり、賃金改定調査結果の第4表を最も重視したい。

<金額提示>

- ①20円引き上げ（令和5年賃金改定状況調査結果第4表②の一般パート計・Bランク・産業計の賃金上昇率2.0%を現行1023円にかけたものを四捨五入したもの）
- ②26円引き上げ（令和5年賃金改定状況調査結果第4表②の一般・Bランク・製造業の賃金上昇率2.5%を現行1023円にかけたものを四捨五入したもの）
- ③30円引き上げ（審議会委員限の試算表より、影響率が2.96%に留まり影響率が少ないため）

3 その他

次回開催日の確認をした。

令和5年10月23日（月）13時30分～第2回栃木県塗料製造業最低賃金専門部会